

まつぶし緑の丘公園移動調理販売車飲食品販売等業務事業者募集

まつぶし緑の丘公園の指定管理者 松伏町（以下「委託者」という）では、まつぶし緑の丘公園で移動調理販売車飲食品販売等業務を行う事業者（以下「受託者」という）と委託契約を締結し、営業を行っていただくため、出店を希望する事業者を募集します。

応募に当たっては、以下の募集受付期間内に必要書類をそろえ、ご応募ください。

1. 募集受付

受付期間 令和8年2月5日（木）から令和8年2月26日（木）まで

※期限内必着または郵送の場合は2月26日消印有効

※メールで書類を提出する場合は、事前に連絡をお願いします。

※ただし、休館日（2/9、2/16、2/24）は除く

受付時間 午前9時00分から午後4時まで

受付場所 〒343-0106 北葛飾郡松伏町大川戸 2606-1

まつぶし緑の丘公園管理センター

2. 委託先選定

提出書類に基づく審査を行い、受託者を選定します。また、出店のための条件を付す場合があります。

3. 応募者の要件

(1) 応募者の要件

- ①移動調理販売車による食品営業許可を、保健所から取得していること。
- ②製造物責任法（PL法）に基づく法律上の損害賠償責任を補償する保険に加入していること。
- ③上記以外の損害に対応した賠償責任保険に加入していること。
- ④原則として、公園等、公の施設での業務実績があること。
- ⑤令和5年4月1日以降、食中毒及び火災などの事故がないこと。また、移動販売車等に係る重大な交通事故がないこと。

(2) 応募者の適格

- ①松伏町暴力団排除条例（平成24年9月25日条例第15条）第2条に規定する暴力団及びその暴力団員でないこと。

- ②無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- ③地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること及び松伏町契約規則（平成 8 年 4 月 1 日規則第 9 号）第 3 条の規定により松伏町の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- ④会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てをしていない者であること及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- ⑤その他関連法規・規定に違反していない者であること。
- ⑥過去に当公園内での営業においてトラブルがあった者でないこと。

4. 営業条件

- ・ 営業時間は、原則として、午前 9 時から午後 4 時までとします。ただし、状況により短縮の変更は認めます。
- ・ 原則、1 か月あたり 2 日以上の出店を目標とすること。
- ・ 受託経費（出店料）は売上高合計額の 15%（100 円未満は切り捨てとする。）とします。受託経費（出店料）は、当日の午後 4 時 30 分までに公園管理センター窓口にて現金で納付してください。その際、「まつぶし緑の丘公園移動調理販売飲食品販売等報告書（様式 3）」も併せて提出してください。
また、売上の状況を管理センター職員が確認する場合があります。
- ・ 午後 4 時 45 分までに片づけを終了し、車を移動させてください。
- ・ 販売方法は、対面式販売とし、販売員は優しく丁寧な対応に心がけ、服装や風貌、応接態度が粗野とみなされるような者に販売させないこと。粗野か否かの判断は委託者が行います。
- ・ 販売品目等は、ご飯類、麺類、軽食類、菓子類（かき氷、アイス類を含む）、清涼飲料水及びエア遊具とします。ただし、詳細については、出店者の決定後に委託者の承諾を得たものとします。なお、酒類の販売は認めません。
- ・ 基本的に電気及び水道は利用できませんので、受託者で用意してください（電気については、有料（一か所一日当たり 500 円）で 사용할ことができます。）
- ・ 食品安全衛生法等関係法令を遵守し、営業するために必要な許可等は受託者の負担により処理してください。

- ・受託者は契約に基づく全部または一部の権利について、第三者に譲渡したり、再委託することはできません。
- ・営業時は、必ずゴミ箱を設置し、当該ゴミ箱内のゴミはすべて持ち帰り、適切に処理してください。
- ・委託者が主体となるイベント等については、賛同・協力し、イベント等により出店場所が変更となる場合、指示に従うこと。

5 応募方法等

(1) 営業許可登録について

上記「応募者の要件」及び「営業条件」を満たせる場合は、まつぶし緑の丘公園管理センターに以下の申請書等を提出してください。

(2) 申請書【申請様式】

- ・様式 1-1 移動調理販売車飲食品販売等業務出店申請書
- ・様式 1-2 移動調理販売車業務実績
- ・様式 1-3 移動調理販売車仕様書
- ・様式 2 応募資格がある旨の誓約書

(3) 提出書類

- ・登記簿謄本（写し）※法人のみ
- ・個人事業の開業・廃業等届出書（写し）※個人事業主のみ
- ・個人市（町）県民税又は法人市（町）民税の納税証明書
※非課税の場合は非課税証明書
- ・決算書（法人）又は確定申告書（個人事業主）（直近のもの2年分）
- ・ケータリングカーの飲食店営業許可証（写し）
- ・食品衛生責任者資格者証（写し）
- ・食品営業従事者の保菌検査結果（過去半年以内のもの）
- ・営業に係る損害賠償保険の加入についての書類（保険証券写しなど）
- ・その他必要とする書類（提出を求めた場合）

以上の書類を提出いただいた上で審査させていただき、出店していただくことになった場合は、委託者から連絡いたします。その後、「業務委託契約書」により契

約を締結し、「営業許可登録証兼通行許可書」を発行いたします。

また、食品営業許可証の写しや各保険証の写しについては、更新のたびごとに、更新後の写しを提出していただきます。

なお、出店希望者多数の場合には、希望に添えない場合がありますので、ご了承の上、申請をお願いします。

6 契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

ただし、契約期間中の運営状況等に問題がなく、有効期限の3箇月前までに、いずれからも申し出がない場合は、さらに1年間契約を更新します。

なお、最長更新期間は、令和13年3月31日とする。

7 その他

・移動売店の営業風景やスケジュールについては、まつぶし緑の丘公園ホームページや公園掲示板等に掲載し周知します。

8 お問い合わせ

まつぶし緑の丘公園管理センター

※毎週月曜日が休館日。月曜日が祝日の場合は、その翌日が休館日。

〒343-0106 埼玉県北葛飾郡松伏町大字大川戸2606-1

電話：048-991-1211 FAX：048-992-5216

Email：m-park@town.matsubushi.lg.jp